

「船舶運航事業者等の提出する定期報告書」

の提出はお済みですか？

法令で提出が義務付けられています！

海上運送法第二十四条及び船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令により、船舶運航事業者は下記の報告書を地方運輸局長（運輸監理部長を含む）に提出していただくことになっています。
お忙しいところ大変お手数ですが、ご対応よろしくお願いいたします。

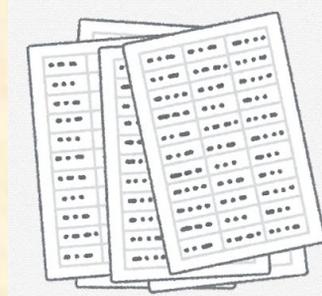
(提出対象)

- ◆ 内航旅客定期航路事業、内航貨客定期航路事業、旅客不定期航路事業、内航一般不定期事業を営む者



(報告書)

- ◆ 下記ア～エの運航実績報告書は該当するもののみ提出
 - ア) 内航旅客定期航路事業運航実績報告書
 - イ) 内航貨客定期航路事業運航実績報告書
 - ウ) 旅客不定期航路事業運航実績報告書
 - エ) 内航一般不定期航路事業運航実績報告書
- ◆ 航路損益計算書
- ◆ 損益計算書及び貸借対照表



(提出先)

- ◆ 管轄の各地方運輸局等（運輸支局・海事事務所含む）にご提出ください。
※電子メールでの提出にご協力をお願いします。

(提出期限)

- ・各運航実績報告書：翌年度の四月末日まで
- ・航路損益計算書、損益計算書及び貸借対照表：事業年度又は決算期経過後九十日以内

※報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、百万円以下の罰金に処することとなっております。（海上運送法第五十条第十六号）



提出された定期報告書については、今後、内航旅客船事業の施策検討を行うにあたって活用する貴重な基礎データとなりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



報告書の様式は、管轄の各地方運輸局等又は当省ホームページより入手いただけます。
(国土交通省HP：https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk3_000101.html)



各地方運輸局等旅客担当課 連絡先

機関名	担当課	連絡先
北海道運輸局	海事振興部 旅客・船舶産業課	TEL : 011-290-1011 MAIL : hkt-hok-kaijishinkou@ki.mlit.go.jp
東北運輸局	海事振興部 海事産業課	TEL : 022-791-7512 MAIL : tht-kaijisangyo@ki.mlit.go.jp
関東運輸局	海事振興部 旅客課	TEL : 045-211-7214 MAIL : ktt-kai-ryo@ki.mlit.go.jp
北陸信越運輸局	海事部 海事産業課	TEL : 025-285-9156 MAIL : hrt-kaijisangyouka@gxb.mlit.go.jp
中部運輸局	海事振興部 旅客課	TEL : 052-952-8013 MAIL : cbt-chubu-s3@gxb.mlit.go.jp
近畿運輸局	海事振興部 旅客課	TEL : 06-6949-6416 MAIL : kinki-kaishinryokaku@ki.mlit.go.jp
神戸運輸監理部	海事振興部 旅客課	TEL : 078-321-3146 MAIL : kbm-kober3@gxb.mlit.go.jp
中国運輸局	海事振興部 旅客課	TEL : 082-228-3679 MAIL : cgt-ryokaku@gxb.mlit.go.jp
四国運輸局	海事振興部 海運・港運課	TEL : 087-802-6807 MAIL : skt-kaiunkoun@ki.mlit.go.jp
九州運輸局	海事振興部 旅客課	TEL : 092-472-3155 MAIL : qst-k-kaiji-ryokyaku@ki.mlit.go.jp
沖縄総合事務局	運輸部 総務運航課	TEL : 098-866-1836 MAIL : tokkyo-yusou.h5d@ogb.cao.go.jp

各運輸支局・海事事務所の連絡先は、地方運輸局等のWebサイトをご覧ください。
 かつ、所轄の地方運輸局等までお問い合わせください。